

令和 7 年 2 月定例会

教育産業委員会資料
(観光文化スポーツ部)

(1) 所 在	秋田市千秋公園 1 番 4 号	
(2) 構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・地上 2 階建て	
(3) 延床面積	2, 6 0 7. 9 4 m ²	
(4) 主な諸室	展示室	常設展示室：所蔵資料の展示
		企画展示室：テーマを設け重要文化財等を借用展示
		展示ホール：千秋公園や他の文化施設の紹介
	ショップ	ミュージアムグッズ等の販売
	講義室	講演会等の開催
	屋上テラス	千秋公園二の丸広場方向を展望できるテラス
	駐車場	障がい者用駐車場(2 台)、思いやり駐車場(2 台)

1階

展示ホール

常設展示室

企画展示室

ショップ

収蔵区画

駐車場

展示室1

展示室2

展示室3

展示室4

展示室5

展示室6

展示室7

展示室8

展示室9

展示室10

展示室11

展示室12

展示室13

展示室14

展示室15

展示室16

展示室17

展示室18

展示室19

展示室20

展示室21

展示室22

展示室23

展示室24

展示室25

展示室26

展示室27

展示室28

展示室29

展示室30

展示室31

展示室32

展示室33

展示室34

展示室35

展示室36

展示室37

展示室38

展示室39

展示室40

展示室41

展示室42

展示室43

展示室44

展示室45

展示室46

展示室47

展示室48

展示室49

展示室50

展示室51

展示室52

展示室53

展示室54

展示室55

展示室56

展示室57

展示室58

展示室59

展示室60

展示室61

展示室62

展示室63

展示室64

展示室65

展示室66

展示室67

展示室68

展示室69

展示室70

展示室71

展示室72

展示室73

展示室74

展示室75

展示室76

展示室77

展示室78

展示室79

展示室80

展示室81

展示室82

展示室83

展示室84

展示室85

展示室86

展示室87

展示室88

展示室89

展示室90

展示室91

展示室92

展示室93

展示室94

展示室95

展示室96

展示室97

展示室98

展示室99

展示室100

展示室101

展示室102

展示室103

展示室104

展示室105

展示室106

展示室107

展示室108

展示室109

展示室110

展示室111

展示室112

展示室113

展示室114

展示室115

展示室116

展示室117

展示室118

展示室119

展示室120

展示室121

展示室122

展示室123

展示室124

展示室125

展示室126

展示室127

展示室128

展示室129

展示室130

展示室131

展示室132

展示室133

展示室134

展示室135

展示室136

展示室137

展示室138

展示室139

展示室140

展示室141

展示室142

展示室143

展示室144

展示室145

展示室146

展示室147

展示室148

展示室149

展示室150

展示室151

展示室152

展示室153

展示室154

展示室155

展示室156

展示室157

展示室158

展示室159

展示室160

展示室161

展示室162

展示室163

展示室164

展示室165

展示室166

展示室167

展示室168

展示室169

展示室170

展示室171

展示室172

展示室173

展示室174

展示室175

展示室176

展示室177

展示室178

展示室179

展示室180

展示室181

展示室182

展示室183

展示室184

展示室185

展示室186

展示室187

展示室188

展示室189

展示室190

展示室191

展示室192

展示室193

展示室194

展示室195

展示室196

展示室197

展示室198

展示室199

展示室200

展示室201

展示室202

展示室203

展示室204

展示室205

展示室206

展示室207

展示室208

展示室209

展示室210

展示室211

展示室212

展示室213

展示室214

展示室215

展示室216

展示室217

展示室218

展示室219

展示室220

展示室221

展示室222

展示室223

展示室224

展示室225

展示室226

展示室227

展示室228

展示室229

展示室230

展示室231

展示室232

展示室233

展示室234

展示室235

展示室236

展示室237

展示室238

展示室239

展示室240

展示室241

展示室242

展示室243

展示室244

展示室245

展示室246

展示室247

展示室248

展示室249

展示室250

展示室251

展示室252

展示室253

展示室254

展示室255

展示室256

展示室257

展示室258

展示室259

展示室260

展示室261

展示室262

展示室263

展示室264

展示室265

展示室266

展示室267

展示室268

展示室269

展示室270

展示室271

展示室272

展示室273

展示室274

展示室275

展示室276

展示室277

展示室278

展示室279

展示室280

展示室281

展示室282

展示室283

展示室284

展示室285

展示室286

展示室287

展示室288

展示室289

展示室290

展示室291

展示室292

展示室293

展示室294

展示室295

展示室296

展示室297

展示室298

展示室299

展示室300

展示室301

展示室302

展示室303

展示室304

展示室305

展示室306

展示室307

展示室308

展示室309

展示室310

展示室311

展示室312

展示室313

展示室314

展示室315

展示室316

展示室317

展示室318

展示室319

展示室320

展示室321

展示室322

展示室323

展示室324

展示室325

展示室326

展示室327

展示室328

展示室329

展示室330

展示室331

展示室332

展示室333

展示室334

展示室335

展示室336

展示室337

展示室338

展示室339

展示室340

展示室341

展示室342

展示室343

展示室344

展示室345

展示室346

展示室347

展示室348

展示室349

展示室350

展示室351

展示室352

展示室353

展示室354

展示室355

展示室356

展示室357

展示室358

展示室359

展示室360

展示室361

展示室362

展示室363

展示室364

展示室365

展示室366

展示室367

展示室3



秋田市都市公園条例新旧対照表（附則第４項関係）

改 正 案						現 行					
第 1 条～第17条 （略）						第 1 条～第17条 （略）					
別表第 1 （略）						別表第 1 （略）					
別表第 2 （第 8 条、第 9 条関係）						別表第 2 （第 8 条、第 9 条関係）					
公園名	有 料 公 園	使 用 料				公園名	有 料 公 園	使 用 料			
	施設の種類又は名称	区 分	単位	金 額	備 考		施設の種類又は名称	区 分	単位	金 額	備 考
千秋公園	久保田城御隅櫓	(略)				千秋公園	久保田城御隅櫓	(略)			
					団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。 秋田市立佐竹史料館条例（令和7年秋田市条例第号）別表第1に定める年間観覧料の納付をした者の当該納付をした日から起算して1年の間に係る久保田城御隅櫓の使用料は、無料とする。					団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。	

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行																				
第1条～第6条 (略)	第1条～第6条 (略)																				
別表第1 (略)	別表第1 (略)																				
別表第2 (第2条関係)	別表第2 (第2条関係)																				
<table> <tr> <th>種 別</th><th>報 酬 額</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>空家等対策審議会委員</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>佐竹史料館協議会委員</td><td>日 額 7,300円</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	種 別	報 酬 額	(略)		空家等対策審議会委員	(略)	佐竹史料館協議会委員	日 額 7,300円	(略)		<table> <tr> <th>種 別</th><th>報 酬 額</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>空家等対策審議会委員</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	種 別	報 酬 額	(略)		空家等対策審議会委員	(略)	(略)		(略)	
種 別	報 酬 額																				
(略)																					
空家等対策審議会委員	(略)																				
佐竹史料館協議会委員	日 額 7,300円																				
(略)																					
種 別	報 酬 額																				
(略)																					
空家等対策審議会委員	(略)																				
(略)																					
(略)																					
備考 (略)	備考 (略)																				

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 (略) (文化施設) 第2条 この条例において「文化施設」とは、次に掲げる施設をいう。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) <u>秋田市立佐竹史料館</u> (共通観覧券) 第3条 (略) 2 共通観覧券の購入に係る料金（以下「共通観覧料」という。）は、1枚につき<u>1,000円</u>とする。 3～5 (略) 6 共通観覧券により文化施設を利用し、もしくは文化施設に入園し、又は文化施設の展示資料（秋田市立赤れんが郷土館条例（昭和60年秋田市条例第17号）第5条および秋田市立秋田城跡歴史資料館条例（平成27年秋田市条例第62号）第4条の規定により観覧することができる資料、秋田市立千秋美術館条例（平成元年秋田市条例第25号）第4条の規定により観覧することができる美術作品等（特別展に係るものを除く。）<u>ならびに秋田市立佐竹史料館条例（令和7年秋田市条例第 号）第4条第1項の規定により観覧することができる歴史資料等（企画展に係るものを除く。）</u>をいう。以下同じ。）を観覧することができる人数は、1枚につき1人とする。この場合において、当該利用し、もしくは入園し、又は観覧することができる回数は、各文化施設につき1回とする。 (使用料等の納付の特例) 第4条 共通観覧券の利用に係る有効期間内において当該共通観覧券により文化施設を利用し、もしくは文化施設に入園し、又は文化施設	第1条 (略) (文化施設) 第2条 この条例において「文化施設」とは、次に掲げる施設をいう。 (1) (略) (2) <u>佐竹史料館</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (共通観覧券) 第3条 (略) 2 共通観覧券の購入に係る料金（以下「共通観覧料」という。）は、1枚につき<u>500円</u>とする。 3～5 (略) 6 共通観覧券により文化施設を利用し、もしくは文化施設に入園し、又は文化施設の展示資料（秋田市立赤れんが郷土館条例（昭和60年秋田市条例第17号）第5条および秋田市立秋田城跡歴史資料館条例（平成27年秋田市条例第62号）第4条の規定により観覧することができる資料<u>ならびに秋田市立千秋美術館条例（平成元年秋田市条例第25号）第4条の規定により観覧することができる美術作品等（特別展に係るものを除く。）</u>をいう。以下同じ。）を観覧することができる人数は、1枚につき1人とする。この場合において、当該利用し、もしくは入園し、又は観覧することができる回数は、各文化施設につき1回とする。 (使用料等の納付の特例) 第4条 共通観覧券の利用に係る有効期間内において当該共通観覧券により文化施設を利用し、もしくは文化施設に入園し、又は文化施設

設の展示資料を観覧しようとする者に対する 秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第 35号）第9条第1項および秋田市如斯亭庭園 条例（平成29年秋田市条例第34号）第2条な らびに秋田市立赤れんが郷土館条例第5条、 秋田市立千秋美術館条例<u>第4条</u>、<u>秋田市立秋 田城跡歴史資料館条例第4条および秋田市立 佐竹史料館条例第4条第1項の規定の適用に ついては、これらの規定による使用料および 入園料ならびに観覧料（秋田市立千秋美術館 における特別展および秋田市立佐竹史料館に おける企画展に係るものを除く。）を納付し た者とみなす。</u> 以下 （略）	設の展示資料を観覧しようとする者に対する 秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第 35号）第9条第1項および秋田市如斯亭庭園 条例（平成29年秋田市条例第34号）第2条な らびに秋田市立赤れんが郷土館条例第5条、 秋田市立千秋美術館条例<u>第4条</u>および秋田市 立秋田城跡歴史資料館条例第4条<u>の規定の適 用については、これらの規定による使用料お よび入園料ならびに観覧料（秋田市立千秋美 術館における特別展に係るものを除く。）を 納付した者とみなす。</u> 以下 （略）
--	---

文化施設の共通観覧券に係る料金改定について

1 趣 旨

千秋美術館および佐竹史料館の休館を機に発行を休止している共通観覧券について、佐竹史料館の設置に合わせて発行を再開するに当たり、佐竹史料館の新たな観覧料や各文化施設における観覧料等の現状を踏まえ、共通観覧料等を改めようとするものである。

2 共通観覧券の経緯

平成24年	佐竹史料館など、7施設の観覧料等の合計900円を500円に割り引く共通観覧券を発行した。
平成28年	秋田城跡歴史資料館を加え、対象が8施設、観覧料等合計1,100円となった。
平成29年	如斯亭庭園を加え、9施設、観覧料等合計1,300円となった。
令和元年	消費税率の引き上げに伴い、観覧料等合計1,340円となった。
令和4年	千秋美術館および佐竹史料館の休館を機に、共通観覧券の発行を休止した。

3 共通観覧料改定の考え方

- ・共通観覧券の発行休止後、各施設の観覧料等の改定や佐竹史料館の新規観覧料の設定により、観覧料等の合計が2,170円と830円の増額となっている。
- ・当該増額分の830円に制度導入時の割引率を適用した金額を、従前の共通観覧料に加え1,000円としている。

※改定後の共通観覧料 $830円 \times (500円 \div 900円) + 500円 \div 1,000円$

【共通観覧券の対象施設・観覧料等】

(単位：円)

施設名称	H24 (制度導入時)	R 4 (発行休止時)	現行
1 久保田城御隅櫓	100	100	150
2 佐竹史料館 (常設展)	100	100	500
3 旧黒澤家住宅	100	100	150
4 赤れんが郷土館	200	210	310
5 民俗芸能伝承館	100	100	130
6 旧金子家住宅			
7 千秋美術館 (常設展)	300	310	310
8 秋田城跡歴史資料館	—	210	310
9 如斯亭庭園	—	210	310
観覧料等合計	900	1,340	2,170

※佐竹史料館の現行の観覧料は、秋田市立佐竹史料館条例案による。

請願・（陳情）		令和7年2月市議会提出分	（新規）・継続
受理番号	受理年月日	件 名	請願・陳情者名
32	令和7年 1月22日	秋田拠点センターアルヴェ きらめき広場の明るさ改 善について	秋田市櫛山太田町11-5 米 山 七 郎 外18人
請願・陳情の要点		左に対する措置等	
秋田拠点センターアルヴェのきらめき広場は、各事業者による多彩なイベント、中学生や高校生などの学習や市民の交流の場として、多くの方が利用する貴重な場所となっているが、夕方になると字が見えないくらい暗くなるため、秋田市民交流プラザ管理室と同等の明るさを維持できるよう、措置を講じ明るさを改善するよう陳情する。		秋田市民交流プラザのきらめき広場は有料貸出し施設であるが、貸出し利用がない時は市民の憩いの場として開放をしている屋外との連続性を持った吹抜け・ガラス張りのアトリウム空間であり、執務室的な利用は考えていないことから現状の照明設備による利用をお願いしたい。	

宿泊税の検討状況について

1 検討委員会の開催状況等

(1) 開催状況

開催日		主な議題
第1回	令和6年7月10日	・ 宿泊税検討の背景について ・ 宿泊税導入自治体の制度内容について
第2回	令和6年8月29日	・ 第1回検討委員会での意見等について ・ 宿泊事業者を対象としたアンケートの実施について
第3回	令和6年10月28日	・ 宿泊事業者を対象としたアンケート集計結果について ・ 秋田市の観光振興施策について ・ これまでの議論を踏まえた課題の整理等について ※以上の議題を通じ、宿泊税に対する考え方、宿泊税導入にあたっての課題および宿泊税を財源とした観光施策への有効な活用手法について検討を行った。
第4回	令和6年11月21日	・ 報告書（素案）について
第5回	令和7年1月28日	・ 報告書（案）について

(2) 今後の予定

3月下旬 検討委員会から秋田市へ報告書の提出
全議員へ資料提供、市ホームページで公表

2 検討委員会での総括

- ・ 宿泊税は安定的・継続的な財源確保のために有効な手法であると一定の理解が示されたが、導入に当たっては宿泊事業者の理解や使途の選定など様々な課題がある。
- ・ これらの課題については、秋田市における観光振興施策全体に関わる課題であることから、総合的・体系的に検討することが望ましい。

3 秋田市宿泊税検討委員会報告書（案）（別紙）

河辺地域振興(株)および(株)雄和振興公社の貸付金について

河辺地域振興(株)および(株)雄和振興公社から、売上げ不振に伴う資金繰りの悪化を理由に令和6年度分の貸付金償還について猶予の要望があったことから、その対応等を報告するもの

1 貸付金について

令和4年3月に新型コロナウイルス感染症の影響等により、経営状況が悪化し資金繰りに苦慮していたことから、両者に支援策として金銭消費貸借契約を締結し、以下の貸付けを行った。

	河辺地域振興(株)	(株)雄和振興公社
貸付額	119,360千円	58,920千円
年度償還額	8,000千円	4,000千円

※ 令和4年度および令和5年度は償還済み

2 令和6年度末における経営状況等について

(1) 河辺地域振興(株)について

令和6年度末に経営資金が30,000千円程度不足すると報告を受けており、貸付金の償還を猶予しても資金不足が解消されない状況であるが、同者が指定管理を行っている県所管施設（ユフォーレ）について、県が補正予算案を2月議会に上程しており、資金不足が解消される見込みである。

(2) (株)雄和振興公社について

令和6年度末に経営資金が2,700千円程度不足すると報告を受けており、貸付金の償還猶予により、資金不足が解消される見込みである。

3 今後の対応

年度末まで両者の経営状況を確認していくが、貸付金の償還が困難である場合は、償還を猶予し金銭消費貸借契約の変更契約を締結する。

史跡秋田城跡保存活用計画（最終案）について

1 計画の概要

(1) 趣旨

史跡秋田城跡の保存と活用について、平成 31 年の文化財保護法改正に伴い、現在の「史跡秋田城跡保存管理計画」（昭和 53 年策定、平成 26 年最終改訂）から「史跡秋田城跡保存活用計画」に改訂する。

(2) 計画期間と対象範囲

計画期間は令和 7 年度から 16 年度まで（10 年間）とし、対象範囲は史跡秋田城跡の指定範囲で、高清水丘陵一帯の 893,733㎡である。

(3) 計画の基本理念

「最北の古代城柵官衙遺跡・北方交流の窓口、史跡秋田城跡」を市民の宝として共有し、現在に活かし、未来に伝える

(4) 計画の基本方針

分野	基本方針
保存管理	・ 史跡の保護と地域住民の生活活動との調和を図った保存管理
活用	・ 学びの場、市民の交流の場、観光資源としての活用
整備	・ 自然環境や地形、景観等を活かした整備 ・ 本質的価値を伝える史跡公園の適切な維持管理と整備
運営・体制	・ 市民協働による運営・体制の拡充

2 最終案

- ・ 冊子は計画書本編と概要版を作成する。
- ・ 計画書本編は関係機関に配布し、ホームページに掲載する。
- ・ 概要版は各市民サービスセンター等に配布し、周知を図る。
- ・ 計画書本編は、別添「史跡秋田城跡保存活用計画書（最終案）」のとおり。
概要版は、別添「史跡秋田城跡保存活用計画【概要版】」のとおり。